

公益財団法人高知県文化財団「一般事業主行動計画」

高知県文化財団の職員全員が働きやすい環境を作ることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう取り組み、職員の仕事と子育ての両立が可能となるよう、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

第3期指定管理期間である

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする

2 雇用環境の整備に関する事項

(1) 育児中職員の支援強化

【具体的目標】

- ・子供の急な発熱などの病気に対応するため、子供の看護休暇の充実（対応済み）及び周知

(2) 仕事と子育てを両立させるための働き方の整備

【具体的目標】

- ・出産休暇、育児休業に入る職場に対する代替職員の配置
- ・出産休暇に入る職員に対し、各種制度の周知を個別に行う
- ・時間外労働の縮減に努め、その趣旨と対策を徹底させる

(3) 働きやすい職場環境の整備

【具体的目標】

- ・年次有給休暇の取得促進のため、勤務計画策定にあたっての配慮
- ・パワーハラスメントは、マタニティハラスメントにもつながりかねないことから、これを許さない規程の整備（対応済み）と、これの周知を図る

3 各種制度の周知

既に導入されている仕事と子育てを両立させるための下記の内容について、あらためて職員に周知させる

- ・所定外勤務の免除
- ・時間外勤務、深夜勤務の制限
- ・勤務時間短縮の措置
- ・その他育児、看護休業等に関する規程の内容